

社会保険等の加入状況確認方法等

平成30年4月からの大阪市発注の建設工事における建設事業者の社会保険等の加入促進の取組みにおける建設業許可業者である下請負人の社会保険等の加入状況の確認方法は、下記の方法を参考に行ってください。また、施工体制台帳（再下請負人通知書含む）提出時に監督員に社会保険等の加入を確認した書類を提出してください。

ステップ1（受注者が下請負人の社会保険等の加入状況の確認）

受注者は、下請負人の選定時、国の「[建設業者等企業情報検索システム](#)」または、日本年金機構の「[厚生年金保険・健康保険適用事業所検索システム](#)」及び厚生労働省の「[労働保険適用事業場検索](#)」の検索結果画面において、保険の加入状況表示欄の確認を行ってください。

(参考) 検索システム 社会保険等加入状況の表示イメージ

健康保険・厚生年金保険・雇用保険の確認（[建設業者等企業情報検索システム](#)）

※保険の加入状況欄のすべてが「○」なら可

健康保険・厚生年金保険の確認（[厚生年金保険・健康保険適用事業所検索システム](#)）

※現存/全喪欄が「現存」なら可

雇用保険の確認（[労働保険適用事業場検索](#)）

案件名	法人番号	所在地	適用状況
〇〇株式会社		大阪府	労災保険
〇〇株式会社		大阪府	雇用保険

※適用状況欄が「雇用保険」なら可

ステップ2（受注者が下請負人の社会保険等の加入状況の確認）

ステップ1（保険の加入状況表示欄の確認）で確認できない場合、該当する保険に関して、以下のいずれかの書類をもって加入状況の確認を行い、「下請負人の社会保険等加入状況確認書」の作成を行ってください。なお、以下の書類でも確認できない場合は、「社会保険等未加入状況報告書」の作成を行ってください。

■健康保険・厚生年金保険・雇用保険

- 一般財団法人建設業情報管理センターが公表している「[経営規模等評価結果通知書／総合評定値通知書](#)」の検索結果画面

■健康保険・厚生年金保険

- 「領収証書」
- 「社会保険料納入証明（申請）書」
- 「資格取得確認および標準報酬決定通知書」

■雇用保険

- 「領収済通知書」及び「労働保険概算・確定保険料申告書」
- 「雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）」

※元請負人は、下請負人の社会保険等の加入の事実が確認できる書類を適切に保管するとともに、大阪市から社会保険等の加入の事実が確認できる書類の提出を求められたときは、速やかに提出してください。

ステップ3 (大阪市への確認書類の提出)

ステップ1及びステップ2で確認した保険の加入状況に応じて、施工体制台帳（再下請負通知書含む）とともに、次の書類を提出してください。

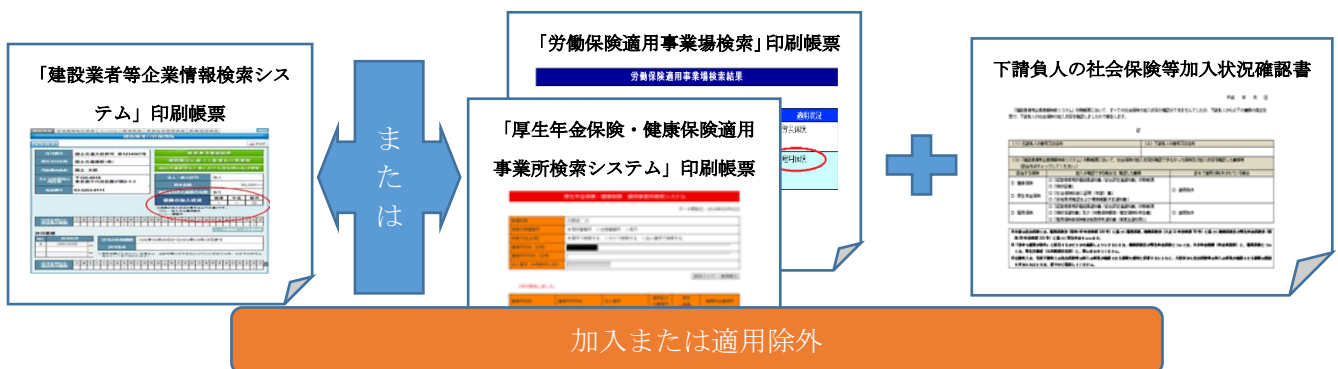
■ステップ1で保険の加入または適用除外が確認できる場合

- ・「建設業者等企業情報検索システムの検索結果画面の印刷帳票」または、「厚生年金保険・健康保険適用事業所検索システム及び労働保険適用事業場検索の検索結果画面の印刷帳票」



■ステップ2で保険の加入または適用除外が確認できる場合

- ・「建設業者等企業情報検索システムの検索結果画面の印刷帳票」または、「厚生年金保険・健康保険適用事業所検索システム及び労働保険適用事業場検索の検索結果画面の印刷帳票」
- ・「下請負人の社会保険等加入状況確認書」



■ステップ2で保険の加入または適用除外が確認できない場合

- ・「建設業者等企業情報検索システムの検索結果画面の印刷帳票」または、「厚生年金保険・健康保険適用事業所検索システム及び労働保険適用事業場検索の検索結果画面の印刷帳票」
- ・「社会保険等未加入状況報告書」

